

安全保障法制改定法案の廃案を求める会長声明

- 1 2015年5月15日、政府は、①自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する「平和安全法整備法案」及び、②新規立法である「国際平和支援法案」（以下、併せて「本法案」という。）を国会に提出した。

しかるに、本法案は、憲法前文及び憲法9条の徹底した恒久平和主義に反するものであって、到底容認できるものではない。

- 2 まず、本法案は、「存立危機事態」なる概念を設け、日本が直接、武力攻撃を受けていなくても、時の政府が「日本と密接な関係にある他国が武力攻撃されて、日本の存立が脅かされる等の要件を充たしている」と判断しさえすれば、世界のどこでも自衛隊が他国軍隊とともに武力を行使することを可能としている。これは、憲法9条の下で歴代内閣も許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認するものであり、同条に違反する。

また、従来 of 周辺事態法を「重要影響事態法」として、「我が国周辺」という地理的制限をなくして世界中に自衛隊を派遣できることとした。これでは、従前禁止されてきた他国の武力行使との一体化を避けることはできず、憲法9条が禁止する海外での武力行使に道を開くこととなる。

さらに、本法案は、武力攻撃に至らない侵害へ対処するとの理由で、新たに自衛官の権限として、他国軍隊の武器等を防護することを認めている。これは、現場の判断によって戦闘行為に発展する危険性を飛躍的に高めるものである。

- 3 新設の「国際平和支援法」においては、これまでの国連平和維持活動（PKO）の他に、国連が統括しない有志連合等の「国際連携平和安全活動」にまで業務範囲を拡大した。

これまで自衛隊が他国軍の後方支援をする場所は、「非戦闘地域」に限られていた。本法案では、その概念はなくなり、自衛隊が活動できる場所は他国軍の戦闘現場に近づくことになる。しかも、その場所は日本周辺に限らず、地球規模で想定されている。

この法案が成立すれば、国会の事前承認さえあれば、自衛隊をいつでもどこにでも海外派遣することが可能となる。

さらに、従来PKOにおいてその危険性ゆえに禁止されてきた安全確保業務や「駆け付け警護」を行えるようになることや、それに伴う任務遂行のための武器使用まで認めている。

- 4 以上のように、本法案は、これまで、日本が平和国家として専守防衛に徹し、

集団的自衛権を認めないとしてきたことはもとより、他国の武力行使とは一体にならないとの立場をとってきたことと真っ向から矛盾、衝突する。

日本がとってきた外交・安全保障政策を180度転換するものであり、国民的議論を背景にした慎重な国会審議と、直接に国民の意思を問う憲法改正手続きを経ることなく、実質的に憲法を改正するものである。立憲主義と恒久平和主義に反し、憲法に違反するものであり、到底許されない。

このまま本法案が成立してしまうこととなれば、行政府の恣意的な解釈改憲を立法府が正当化し、集団的自衛権の実際の行使へと道を開くことになる。

群馬弁護士会は、本法案の国会提出に対し、強く抗議し、廃案を求めるものである。

2015年6月10日

群馬弁護士会

会長 橋 爪 健